

富田林市遺贈及び相続財産に係る寄附受入取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富田林市に対する寄附のうち、遺贈及び相続財産に係るもの（以下「寄附等」という。）について、富田林市寄附採納事務取扱要綱（令和7年富田林市要綱第82号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(寄附等の種類)

第2条 寄附等の種類は、現金とする。

(受入可否の決定)

第3条 市は、要綱第5条の寄附申出書（寄附金）により遺言執行者から遺贈の申出があった場合は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該遺贈を受け入れるものとする。

- (1) 公正証書遺言又は遺言信託による遺贈であること。
- (2) 特定遺贈であること。
- (3) 遺留分侵害額請求をされるおそれがある分を除いた額であること。
- (4) 負担付遺贈でないこと。
- (5) 遺贈に係争の原因となるおそれがないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令の制限その他制約がないこと。

2 市は、要綱第5条の寄附申出書（寄附金）により相続財産に係る寄附の申出があった場合は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該寄附を受け入れるものとする。ただし、市長が相当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 遺留分侵害額請求をされるおそれがある分を除いた額であること。
- (2) 負担付寄附でないこと。
- (3) 寄附者が相続権のない第三者でないこと。
- (4) 寄附に係争の原因となるおそれがないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令の制限その他制約がないこと。

(受領証明書の発行)

第4条 市は、寄附金等の受領を確認後、当該寄附金が遺贈の場合には寄附金受領証明書（様式第1号）を、当該寄附金が相続財産に係る寄附の場合には寄附金受領証明書（様式第2号）を採納された寄附に係る寄附申出者に速やかに交付するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和８年２月１７日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年６月３０日から施行する。